



第3回

# スポーツイベントと持続可能性

SUSPON 生物多様性部会、日本野鳥の会 自然保護室 室長 葉山 政治

## 東京・三枚洲のラムサール条約湿地登録 東京2020大会までに三枚洲の保全方法などを考えるべき

### 東京に最後に残された干潟が国際保護区に

2018年10月、東京湾に面した葛西海浜公園（東京都江戸川区）とその沖合に広がる三枚洲と呼ばれる干潟が、ラムサール条約に基づく世界的に重要な湿地リストに掲載されました。同公園は葛西臨海公園の沖合に隣接しており、登録のために設定された国指定鳥獣保護区の名称は「葛西沖三枚洲」となっています。

三枚洲という名称を聞いたことがある人は、ほとんどいないのではないかでしょう。しかし、漁業者の間では、普通に使われている名称だそうです。葛西海浜公園の東西にある2つの人工なぎさの沖には、約2kmにわたる自然の干潟が残っており、大潮の干潮時にその姿を現します。

旧江戸川河口にはかつて、川が運んできた土砂が堆積してできた広大な干潟がありました。広大な干潟は1900年代前半まで残っていましたが、その後、葛西沖の再開発や浦安沖の埋め立てで失われ、最後に残ったのが三枚洲です。

これらの沿岸開発は、1964年の東京五輪以降の高度経済成長期に行われたものです。2020年の東京五輪・パラリンピック開催を契機に、

葛西沖三枚洲が注目され、ラムサール条約湿地に登録されたことに時代の変化を感じます。

私たちSUSPON（持続可能なスポーツイベントを実現するNGO/NPOネットワーク）の生物多様性部会で活動する日本野鳥の会や日本自然保護協会が、葛西海浜公園とその沖合の三枚洲のラムサール条約湿地登録を求め始めたのは、東京都が2014年、同公園内に計画していたカヌー・スラローム競技場の見直しを表明してからです。それから4年で湿地リストへの掲載が実現しました。

こうした活動を行った背景には、東京2020大会の際、国内外から多

く人が東京を訪れることが想定され、首都東京にもラムサール条約湿地があることや、自然環境に配慮している姿勢を東京都としてもアピールいただくよい機会という思いがありました。

### 地元を巻き込み、賢明な利用のための知恵を出そう

ラムサール条約湿地登録を果たしましたが、頑張らなくてはいけないのはこれからです。ラムサール条約は、湿地の「賢明な利用」を求める条約です。今風に言うと、持続可能な利用といったところでしょうか。生き物にとっての干潟の恩恵と、人



葛西海浜公園の東なぎさに広がる天然の干潟「三枚洲」＝東京都江戸川区

間にとての干潟の恩恵を次の世代に残していくことが求められます。登録された湿地を持続可能な形で利用するにはどうすればよいかを、東京都や地元の江戸川区をはじめ、すべての関係者が知恵を出し合わなくてはいけません。本来、この2つの恩恵は対立するものではなかったはずです。

葛西海浜公園（登録名）の登録認定証が授与されたラムサール条約締約国会議のテーマは「都市と湿地」でした。かつて東京湾の奥部に広がっていた干潟は、膨大な江戸の住民が排出していた様々なものを浄化し、かつ人々に江戸前の魚介類の恵みをもたらしていたはずです。現在は、下水処理が行われ、都民の食べ物は遠方から運ばれてくるようになり、私たちは三枚洲の存在を忘れてしまったのかもしれません。

葛西海浜公園のラムサール条約湿地登録の報道を見ますと、登録された基準として、スズガモをはじめ多くの水鳥が飛来することがよく紹介されていますが、水鳥に関する基準以外にも、魚介類の生育のための重要なステージを支えている湿地という評価も得ています。東京湾の貝類やカレイなどの魚介類の幼稚仔を生育する場としても評価されているのです。多くの水鳥が生息できる湿地は、それを支える多くの生き物が生息しています。水鳥の生息状況は、生態系の豊かさを示すバロメーターとも言えます。

また、東京都の集計結果によりますと、葛西臨海公園の年間利用者数は300万人を超えます。来訪者がみんな西なぎさを訪れているわけではないでしょうが、非常に多くの人に東京湾の豊かさを実感してもらえ



葛西海浜公園の「ラムサール条約湿地」登録報告会には多くの人が集まった

る可能性を示唆している数字だと思います。多くの人たちが干潟の魅力に触れ、東京湾全体の自然環境についても考えをめぐらせてもらえる可能性があると考えます。

### 東京湾全体の湿地環境の保全と再生に活用

ラムサール条約は、各登録湿地について、賢明な利用を進めるための管理計画策定を勧めています。葛西海浜公園についても今後、関係する多くの方々とこれからの中活用と保全の仕方を考えていかなくてはいけません。その際のポイントがいくつあります。

2つある人工なぎさのうち、西なぎさは誰でも利用できますが、東なぎさは清掃活動や調査以外では原則、立ち入ることができません。必要な部分は厳密に保全し、その周辺を利用地域にすることは、典型的な保護区のやり方です。干潟は生産性が高い場所ですので、ある程度の採集や人の立ち入りなどがあっても底生生物などには問題ないと思います。東なぎさをどのようなルールで活用し

ていくかは、関係者の知恵の出しどころです。

また、ラムサール条約湿地への登録は、東京湾全体の湿地環境の保全・再生の始まりとすべきでしょう。三枚洲をつくった旧江戸川からの土砂供給は、今はありません。今後、三枚洲がどう変化していくのかを見守りつつ、対策を考えていくことが必要です。

さらに、周辺にはかつて海底を掘り込んだとの窪地なども残っています。そこでは海水の滞留などで酸素の少ない水塊がつくられ、周辺に悪影響を及ぼします。湿地登録の基準の1つとなったスズガモをとっても、その生活は葛西で完結しているわけではなく、周辺の湿地環境を合わせて利用しています。周辺を含めた湿地全体の保全を考えることのスタートが、今回の湿地登録ではないでしょうか。

東京2020大会までにこうした課題にどう取り組むかを示すことができて初めて、都心にあるラムサール条約湿地として葛西を真に誇ることができます。■